

松島中学校長寿命化改良工事業務委託(基本計画)

に係る公募型プロポーザル募集要領

松島中学校長寿命化改良工事業務委託(基本計画)に係る公募型プロポーザルの資格要件、審査等の手続きについては、次のとおりとする。

1 業務概要

(1) 件名 松島中学校長寿命化改良工事業務委託(基本計画)

(2) 業務の目的

松島中学校長寿命化改良工事業務委託(基本計画)(以下、「本業務」という。)は、劣化状況等の現況調査や生徒を中心とした学校関係者へ意向等の調査を行い、那覇市学校施設等長寿命化計画に基づき、既設校舎における劣化対策やライフライン等の更新により建築物としての耐久性を高め、構造体等の長寿命化を図るとともに、省エネルギー化や学習環境の質的向上を目的として、松島中学校の望ましい改修方針、事業スケジュール等を検討し、松島中学校の長寿命化改良事業の基本計画を策定するものである。

(3) 業務内容 (詳細は別添特記仕様書のとおりとする)

ア 現況調査及び劣化状況等の調査

現況調査及び分析、構造体等の劣化状況等の調査

イ 設計と条件の設定等

事業計画等の整理、長寿命化改修工事後の性能等の設定、改修工事の内容及び配慮事項等の検討、総事業費及び工期等の検討、他

ウ 長寿命化改修工事の基本設計業務

(4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年3月29日(金)まで

2 業務の見積もりに関する要件

見積上限額は、42,669,000円(消費税及び地方消費税含む)以内とする。

(1) 見積上限額は、業務履行期間に係る総額として提示する上限額であり、契約金額ではない。

(2) 応募に要する経費は含まない。

(3) 受託候補者に対しては、技術提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積もりの提出を求める。

(4) 見積上限額を超える技術提案は受け付けない。

3 プロポーザル方式の型式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

4 参加資格要件

プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、参加表明書等の提出期限の日から技術提案書を特定する日までの期間(要件ごとに基準の期間が定められている場合は、当該定められた基準の期間)、以下の全ての要件を満たすものとする。この場合、参加希望者及び協力連携事業者は、下記(1)～(10)のすべての要件に適合させること。ただし、(1)の要件については、参加希望者または協力連携事業者の何れかが満たしていれば足りるものとする。また、協力連携事業者は本事業の参加希望者、及び他の参加希望者の協力連携事業者となることはできない。

- (1) 那覇市内に本店若しくは支店又は営業所を有する者。
- (2) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第 6 条に規定する令和 5・6 年度の建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者で「建築関係建設コンサルタント」の業種に登録がある者。
- (3) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録がある者。
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (5) 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱(昭和 57 年 1 月 26 日助役決裁)第 14 条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の 3 か月前から技術提案書を特定する日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(6)に該当する者を除く。)
- (8) 本市の市税を滞納していないこと。また、市外または県外に本社をおく法人の場合、本社所在市町村の市町村税を滞納していないこと。なお、滞納していないことを証するものを参加表明書に添付し提出すること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じる者として、公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど受注者として不適當であると市長が認める者に該当しない者であること。(下請業者も同様とする。)
- (10) 業務開始時点において、別添の業務仕様書に記載する技術者を配置することができる者。また、本業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行すること。

5 公募から契約までの日程

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
公募開始	令和5年5月22日(月)
見学会開催日	公募開始後、個別協議による
質問書の提出期限	令和5年6月6日(火)午後5時00分まで
質問回答期限	令和5年6月8日(木)
参加表明書の提出期限	令和5年6月16日(金)午後5時00分まで
参加資格審査(第1次審査)結果通知及び技術提案書提出依頼	令和5年6月21日(水)
技術提案書の提出期限	令和5年7月5日(水)午後5時00分まで
技術提案プレゼンテーション(第2次審査)	令和5年7月19日(水) (技術提案書提出依頼と併せて通知する)
審査結果通知、優先交渉権者と契約に向けた協議	令和5年7月24日(月)～
契約締結日(予定)	令和5年7月31日(月)予定
業務の履行期間	契約締結の翌日から令和6年3月29日(金)まで

6 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加表明書(様式1)
- ② 設計共同体協定書 ※該当する場合のみ
- ③ 業務執行体制表(様式2)
- ④ 各技術者の経歴等(様式3-1, 3-2)※様式に定める添付書類も併せて提出
- ⑤ 協力連携事業者予定調書(様式4)※協力連携事業者がいる場合のみ
- ⑥ 法人概要書(様式5)※協力連携事業者についても提出
- ⑦ 登記事項証明書(全部事項証明)写し可 ※協力連携事業者についても提出
- ⑧ 市町村税納税証明書(滞納のない証明)写し可 ※協力連携事業者についても提出

(2) 提出期限・方法

提出期限：令和5年5月22日(月)から令和5年6月16日(金)午後5時00分

提出場所：那覇市教育委員会 生涯学習部 施設課

提出方法：持参または書留郵送(6月16日必着)

※電子メール又はFAXによるものは受け付けない。

(3) 参加資格審査(第1次審査)結果通知及び技術提案書提出依頼

令和5年6月21日(水)に応募者全員に結果を通知する。応募者のうち適格と判断した者が、5者以上の場合は、事務局にて、下記「11 審査項目及び審査基準について」に示す評価項目のうち、「配置予定技術者の資格」及び「配置予定技術者の経験等」を評価し、上位5者を選定する。

7 現地見学会

本プロポーザルに参加を希望する者を対象に、現地見学会を実施する。

(1) 日時等

申込期間：令和5年5月22日(月)から令和5年5月24日(水)午後5時00分まで

見学日時：令和5年5月24日(水)～令和5年5月31日(水)(個別協議による)

(2) その他留意事項等

- ・那覇市が指定した時間に集合し、校舎内は市職員が同行する。
- ・見学可能な範囲は、工事対象校舎及び敷地内とする。
- ・公共交通機関を利用して来校すること。やむを得ず自動車等で来校する場合は、近隣駐車場を利用し、路上駐車等は行わないこと。
- ・見学会の開始時刻等は参加希望者数によって調整を行い、電子メールにて通知する。
- ・資料、カメラ等の必要なものは各自持参すること。
- ・撮影を行う場合は、生徒等が映り込まない様、個人情報に十分配慮すること。
- ・参加者数が多数の場合、日程の追加、変更等があるものとする。
- ・見学時における本業務に関する質問は受付けない。
- ・感染症等の感染状況により、延期または中止する場合がある。
- ・参加人数は4人以内とする

8 技術提案書等の提出

(1) 技術提案書等の作成

別添「松島中学校長寿命化改良工事業務委託(基本計画)技術提案書等作成要領」により作成すること。

(2) 提出書類

- ①技術提案書等提出書(様式6)
- ②技術提案書
- ③見積書(様式7)、見積明細書(任意様式)

(3) 提出部数等

- ・正本 1部
- ・副本 9部
- ・PDFデータ CD-ROM 1枚

(4) 提出期限・方法及び場所

提出期限：令和5年7月5日(水) 午後5時00分必着

(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)

提出場所：那覇市教育委員会 生涯学習部 施設課

提出方法：持参または書留郵送(7月5日必着)

※電子メール又はFAXによるものは受け付けない。

※提出期限を過ぎた技術提案書は受け付けない。

※技術提案書には会社名を推測できる記載、表現、ロゴ等を入れないこと。
これらが入っている場合は技術提案書は無効となるので、十分注意すること。

9 質疑応答等

参加表明書及び技術提案書の作成について質問がある場合は、次のとおり質問書により提出すること。

提出期限：令和5年6月6日(火)午後5時00分まで

(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)

提出書類：質問書(様式8)

提出場所：那覇市教育委員会 生涯学習部 施設課

提出方法：電子メール又はFAX

※電子メール又はFAXを送信した場合は、所管課へ電話連絡すること。

回答方法：電子メール又はFAX

※質疑に対する回答については、質疑応答書を那覇市ホームページに掲載する。

10 参加資格審査(第1次審査)及びプレゼンテーション等(第2次審査)の実施について

次の審査項目について、下記「11 審査項目及び審査基準について」で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

(1) 参加資格審査(第1次審査)

事務局にて提出書類により参加資格要件を判定し、適格と判断した者のみ審査の対象とする。応募者のうち適格と判断した者が、5者以上の場合は、事務局にて、「11 審査項目及び審査基準について」に示す評価項目のうち、「配置予定技術者の資格」及び「配置予定技術者の経験等」を評価し、上位5者を選定する。

参加資格審査の結果については、令和5年6月21日(水)までに応募者全員に結果を通知する。

(2) 審査評価

事務局による参加資格審査の後、本市の規定に基づき設置された市職員により構成する那覇市学校施設等長寿命化検討幹事会(以下「審査委員会」という。)にて行う。

(3) プレゼンテーション(第2次審査)

提出された提出書類及びプレゼンテーションを下記「11 審査項目及び審査基準につい

て」に基づき審査する。プレゼンテーションについては以下のとおり実施する。

日 時：令和5年7月19日(水)予定 ※時間については、別途通知する。

場 所：那覇市役所本庁舎 ※会場については、別途通知する。

順 番：提出書類の受付順

持ち時間：1応募者に対し、プレゼンテーションは30分程度(説明15分以内、質疑応答時間10分程度、審査委員採点5分程度)。

- ・説明する者は、本案件を受託した場合に配置予定の技術者とし、参加人数は4名以内とする。
- ・説明は、提出済みの「技術提案書」の他、プロジェクターで投影するスライドショー(パワーポイント等)による説明も可能とするが、「技術提案書」に記載のない追加資料は認めない。説明は提出した「技術提案書」の内容を記載の項目順毎に行うこと。また、「技術提案書」の内容を逸脱しないように留意すること。
- ・プロジェクター及びスクリーンについては、事務局で用意するが、ノートパソコン等を使用する場合は、応募者で用意すること。また、ノートパソコン等はHDMI端子にて外部出力ができるものとする。
- ・審査後、審査委員会の委員(以下「審査委員」という。)の審査により順位を決定し、順位第1位となった者を優先交渉権者とする。
- ・審査委員会による審査は非公開とし、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じない。

11 審査項目及び審査基準について

審査に対する評価項目及び評価内容は、審査要領に基づき次のとおりである。

【配置予定技術者の資格】

別添特記仕様書第2章1.に示す資格要件を満たす技術者を配置したうえで、下記の評価を行う。

評価項目		配点 (項目中の割合)
配置予定技術者の資格	管理技術者	①専攻建築士(統括設計) ②技術士(建設部門：都市及び地方計画)
	主任担当技術者	○総合 ①専攻建築士(統括設計) ②技術士 (建設部門：都市及び地方計画) ○構造 ①構造設計一級建築士 ②一級建築士 ③二級建築士、その他 ○電気 ①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級電気工事施工管理技士 ③第一種電気工事士, その他 ○機械 ①建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級管工事施工管理技士 ③空気調和衛生学会の設備士 (衛生部門、空調部門)、その他
小計(全体に対する割合)		15点(15%)

※主任担当技術者の分野を兼ねる場合、総合と構造の場合は総合について評価し、電気と機械の場合は主たる分野について評価する。

(例：1人の主任担当技術者が電気と機械を兼ねる場合、電気2点、機械2点の計4点ではなく、主たる分野について計2点の配点で評価する。)

【配置予定技術者の経験等】

評価項目			配点(項目中の割合)
配置予定技術者の経験等	平成 25 年 4 月 1 日以降の同種又は類似業務の実績(実績の有無及び携わった立場)1 件を評価する(※注 1)	以下の順で評価する。 【実績】 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 【立場】 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者 4(40%)
		主任担当技術者 ※当該業務の配置予定技術者にヒアリング時に内容を確認することがある。	総合 3(26.6%) 構造 1(13.3%) 電気 1(13.3%) 機械 1(13.3%)
	CPD(※注 2)	CPD 取得単位を評価	管理技術者 1(20%)
		主任担当技術者	総合 1(20%) 構造 1(20%) 電気 1(20%) 機械 1(20%)
小計(全体に対する割合)			15 点(5%)

※主任担当技術者の分野を兼ねる場合、総合と構造の場合は総合について評価し、電気と機械の場合は主たる分野について評価する。

(例：1 人の主任担当技術者が電気と機械を兼ねる場合、電気 2 点、機械 2 点の計 4 点ではなく、主たる分野について計 2 点の配点で評価する。)

【技術提案】

評価項目			配点
業務実施方針及び手法 (評価にあたっては技術提案書の内容及びプレゼンテーションの結果により総合的に判断を行う。)	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性がみられる場合に優位に評価する。	8
	業務の実施方針 (学校施設整備の基本的方針)	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等(学校施設整備の基本的方針)について(ただし、評価テーマに対する内容を除く。)、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	12
	評価テーマに対する技術提案 それぞれのテーマについて、その的確性(与条件との整合がとれているか等)、独創性(工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)を考慮して総合的に評価する。	テーマ①「子供たちの主体的な活動を支援する施設整備」 1 多様な学習形態，弾力的な集団による活動を可能とする施設 2 ICT 環境の充実 3 国際理解の推進のための施設 4 総合的な学習の推進のための施設 5 特別支援教育の推進のための施設	15
	※テーマ①及び②については、文部科学省の中学校施設整備指針による。	テーマ②「安全でゆとりと潤いのある施設整備」 1 生活の場としての施設 2 健康に配慮した施設 3 環境との共生 (1)脱炭素社会に向けての環境負荷の低減等 (2)断熱化等の向上による設備機器の効率化 4 カウンセリングの充実のための施設	15
	テーマ③「松島中学校における課題解決策」 1 長寿命化改良事業の「必ず実施する工事」(※注3)における構造体劣化対策※別添『松島中学校施設カルテ』参照 2 普通教室数不足の解消 3 生徒推計から推測される課題 4 仮設校舎設置計画 (1)学校運営への影響が少ない計画 (2)工事費(仮設校舎設置費・備品移設費 他)の削減に向けた計画	15	
小計(全体に対する割合)			65点 (65%)
価格提案	業務費用について評価する。		5点(5%)
合計			100点

(※注1) 具体的な業務事例を以下に示す。その他の業務内容については、事務局内で協議を行い判断するものとする。また、実務経験については、平成25年度以降公募開始までに完了した業務実績を評価するものとする。

①同種業務：ア、イをともに満たす建築物で a、b のいずれかに該当する設計業務

ア. 構造：RC造

イ. 規模・用途：1棟で延べ面積4,000㎡以上の小・中学校^{※1}(国公立・私立)

- a. 長寿命化改良工事^{※2}の基本設計又は実施設計
- b. 大規模改造工事(老朽)^{※3}の基本設計又は実施設計

②-1 類似業務：ア、イをともに満たす建築物で a、b のいずれかに該当する設計業務

ア. 構造：RC造

イ. 規模・用途：1棟で延べ面積2,000㎡以上の小・中学校(国公立・私立)

- a. 長寿命化改良工事の基本設計又は実施設計
- b. 大規模改造工事(老朽)の基本設計又は実施設計

②-2 類似業務：ア、イをともに満たす建築物で a～d のいずれかに該当する設計業務

ア. 構造：RC造

イ. 規模・用途：1棟で延べ面積4,000㎡以上の教育施設^{※4}

- a. 新築・改築の基本設計又は実施設計(仮設校舎の設置を伴うものに限る)
- b. 計画通知又は確認申請が必要な改修設計
- c. 長寿命化改良工事の基本設計又は実施設計
- d. 大規模改造工事(老朽)の基本設計又は実施設計

※1 小・中学校には義務教育学校を含めるものとする。

※2 長寿命化改良工事とは、学校施設環境改善交付金交付要綱で定められた長寿命化改良事業の工事内容と同等のものとする。

※3 大規模改造工事とは、学校施設環境改善交付金交付要綱で定められた大規模改造(老朽)の工事内容と同等のものとする。

※4 平成31年国土交通省告示第98号別添二第7号

(※注2) CPDとは、技術者の継続教育を意味し、建設関係の資格認定団体が教育プログラムや講習を受講した技術者等に対して、学習時間がCPD単位として付与される。

(※注3) 「必ず実施する工事」とは別添特記仕様書の第2章業務仕様3.(2)(ウ)の②の改修工事を指す。

12 優先交渉権者の選定

審査終了後、審査委員毎に採点し、その合計点が高い順に順位を決め、次のとおり優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

- (1) 順位を1位とした審査委員の数が最も多い者を優先交渉権者、次に多い者を次点交渉権者とする。
- (2) 上記(1)の方法において、順位を1位とした審査委員の数が同数の場合、2位とした審査委員の数が最も多い者を優先交渉権者とする。
- (3) 上記(2)の方法において、順位を2位とした審査委員の数が同数の場合、当該提案者の順位を1位とした審査委員の当該提案者に係る採点の合計点が高い者を優先交渉権者とする。
- (4) 上記(1)～(3)の方法においても、優先交渉権者が定まらない場合は、審査委員の合議により選定するものとする。
- (5) 上記(1)～(4)にかかわらず、「業務実施方針及び手法」の合計点(65点満点)について、審査委員の採点の平均点が32点以下の場合、選外とする。応募者が1者の場合もこれに準ずる。

13 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 一つの提案者が複数申請したとき。
- (3) 書類等に虚偽の記載のある提案。
- (4) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。
- (5) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合及び、誤字又は脱字等により内容が不明確な場合。
- (6) 提案見積額が見積上限額を超えているとき。
- (7) 審査委員に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合。
- (8) その他、本件技術提案に関する条件に違反した、または、審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

14 審査結果の通知・公表

審査結果については、優先交渉権者の選定後、速やかに全提案者あてに通知する。また、優先交渉権者名及び次点者名を本市ホームページ上にて公表する。

15 契約締結に向けての協議

原則として、本市は第1位の優先交渉権者と協議し、提案された内容を特記仕様書へ反映するなど調整の上、見積上限額の範囲内で契約を締結する。ただし、第1位の優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点者と協議し契約を締結するものとする。次点者との協議が整わない場合は、次点者以降との協議を審査委員の合議により決定する。

協議において、必要な範囲内において技術提案書の項目の追加、変更及び削除(以下「追加等」という。)を行ったうえで、本契約の仕様に反映させる。ただし、追加等を行う場合は、

審査結果に影響を与えない範囲で行うものとする。技術提案書の項目に追加等を行った場合は、受託候補者から協議後の技術提案に係る費用の見積書を改めて徴取するものとする。

見積り金額は、原則として技術提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に技術提案書の項目に追加等があった場合は、この限りではない。

16 契約に関する基本事項

本件業務の支払いについては、委託業務完了報告書及び仕様書に定める成果物の検査合格後、適正な請求書を受領した日から起算して 30 日以内に委託料を支払うものとする。

17 その他

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提案を無効にする。
- (2) 提出書類の作成・提出及びプレゼンテーション等に係る費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出書類の提出後において、記載内容の修正、変更又は追加は認めない。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、事務局が承諾したものについてはこの限りではない。
- (4) 提出された提出書類は返却しない。
- (5) 提出された提出書類の著作権は応募者に帰属するが、那覇市情報公開条例に基づく公開請求により、公開する場合がある。
- (6) 提出書類及び本プロポーザルにおいて提出された資料等は選定を行う作業や議会報告等に必要の場合には、応募者に承諾なく、無償で使用できるものとする。
- (7) 本プロポーザルに関する参加資格審査、審査評価の内容等については公表しない。
- (8) 本プロポーザルに関する審査結果に対する異議申し立ては受理しない。
- (9) この要項に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が別に定める。

18 問合せ先

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所 本庁舎10階
那覇市教育委員会 生涯学習部 施設課 施設グループ(担当：加島、上江洲)
電話：098-917-3503 F A X：098-917-0303
e-mail：E-G-SISETU001@city.naha.lg.jp